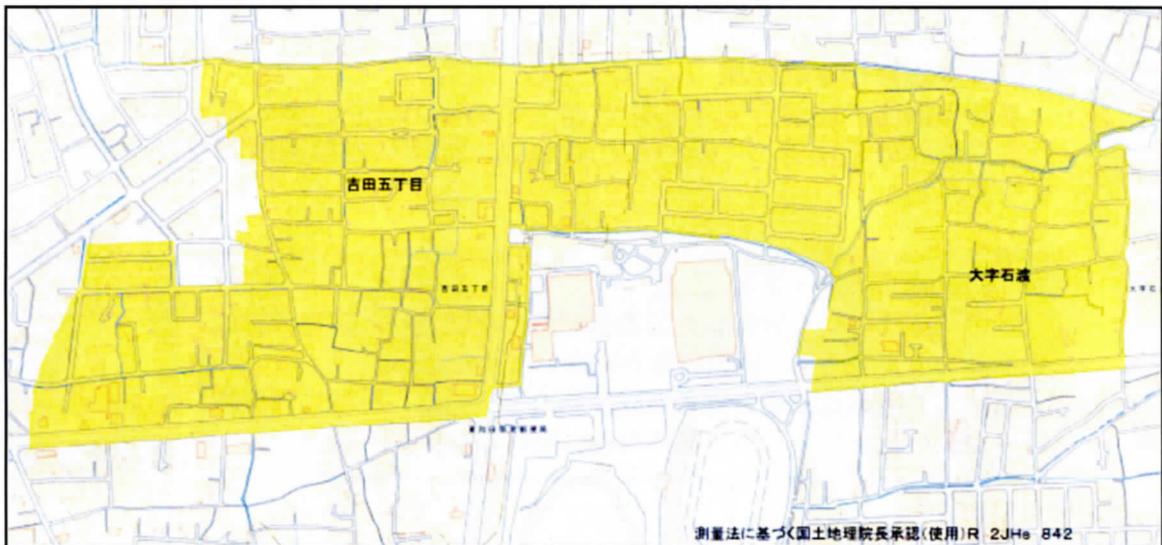


## 法務局からのお知らせ

### ❗ 土地所有者等の皆様にお願ひ

長野地方法務局では、長野市大字石渡及び吉田五丁目の一部（実施地域は下図着色枠内）において、公図と現地が必ずしも一致しない地域があるため、令和3年度、令和4年度の2年間の作業で、新しい地図を作成することとしました。

長野市大字石渡及び吉田五丁目 登記所備付地図作成作業実施地域



### ❗ UAV（ドローン）による測量実施について

令和3年度1年目作業の一つとして、UAV(ドローン)を使用した測量を上図実施地域において行います。

本作業は、航空法第132条により国土交通大臣の許可承認に基づき行われます。作業は設定高度である上空150mに達した後、あらかじめ計画した飛行経路に沿って、実施地域内の撮影を行います。



本作業は、地図作成をする上で必要な作業となっておりますが、実施地域内の土地所有者及び居住者の個人を特定する情報並びにプライバシーを侵害する情報が写り込まない措置を講じて作業を行います。また、取得した情報は地図作成作業以外の使用並びに作業機関及び運航事業者以外の第三者に情報を提供することは一切ありません。

つきましては、本作業の内容を御理解いただき、御協力をお願いします。

#### 【作業期間】

令和3年9月中旬から2か月程度の期間で天候が良く風が無い日に飛行させ、撮影を行います。飛行時間は、1回30分程度、1日に複数回飛行させます。

なお、本作業は天候により期間を延長せざるを得ない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。  
(裏面に続く→)

**【作業機関】**

あおぞら土地家屋調査士法人  
 担当 土地家屋調査士 多田  
 TEL082-942-1100

**【UAV(ドローン)運航会社】**

合同会社LEVEL6  
 担当 森田  
 TEL090-9332-1016

**基準点の設置について**

令和3年度は、実施地域の土地の利用状況等を調査する作業とともに、地図作成に必要な土地の測量に使用する国家基準点（鋳等）の設置作業を行います。

つきましては、作業実施地域内を下記の作業機関の者が巡回し、利用状況の調査や国家基準点の設置作業をいたしますので、御理解・御協力をお願いいたします。

▶ **基準点設置作業の効果**

基準点標識の設置が完了しますと、その後の登記に関する土地の測量は、この基準点標識等を使用して行うことになり、正確な地積測量図が作成されることとなります。

基準点標識の例

**皆さんにお願いすること**

この作業において設置した国家基準点の標識等は、測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないでください。

皆様方の所有地へ立ち入る必要があるときには、事前に御連絡をさせていただきますので御協力をお願いします。

**各土地の境界は、令和4年度に各土地の所有者様の立会いの上、決定する予定です。**

**後日、説明会を開催した上、各所有者の皆様へ立会い日時等の御案内をいたします。**

**(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明会を中止する場合がございます。)**

- **作業期間**  
令和3年8月下旬から令和4年2月までの間
- **計画機関**  
長野地方法務局
- **作業機関**  
あおぞら土地家屋調査士法人

**※お問い合わせ・連絡先**

長野市大字長野旭町1108番地  
 長野地方法務局不動産登記部門（担当 小林）  
 電話 026-235-6642

**長野地方法務局**